

愛知県立時習館高等学校 校則

生徒心得・生活全般・服装規程

生徒心得を以下のように掲げる

本校生徒は自主自律の精神を尊び、「自ら考え自ら成す」の伝統に従い、常に自主的に行動するように心がけよう。特に次のことがらを心にとどめ、心身共に健康で、理性と感性の調和のとれた実践力ある人間となるように努めよう。

- ・学習とスポーツに専念し、生徒の本分に徹しよう。
- ・きまりを守ることに特に気をつけ、自己の行動に責任をもとう。
- ・公共物を大切にし、より美しい環境をつくるように努めよう。
- ・他人に迷惑をかけないように心がけ、公共のことに進んで協力しよう。
- ・よい交友関係をもつように努めよう。
- ・どこででも通用し役立つ人間になるように努めよう。

1 基本的生活習慣

- ・「遅刻をしない」ことが上記目標達成へのポイントである。遅刻、欠席、早退がない規則正しい生活を送る。なお遅刻、欠席、早退をする場合は、保護者から担任へ連絡する。
- ・アルバイトは原則として禁止。

2 交通安全

- ・交通規則を守る。(特に、自転車の二人乗り・傘差し運転の禁止)
- ・「四ない運動」(自動車・オートバイの免許を取らない・買わない・乗らない・乗せてもらわない)の厳守。
- ・万が一交通事故にあった場合は、安全を確保(救急車の手配、車両の移動)した後、住所・氏名・連絡先等をお互いに交換し合う。警察・保護者・学校に連絡する。

3 服装

- ・服装(生徒証参照)を守り、高校生として品位のある身だしなみ(頭髮の染色その他加工・装飾品・化粧・シャツ出しは禁止)で登下校する。
- ・やむを得ず異装する必要がある場合は所定の「異装届」を生徒部長に提出する。

4 非行

- ・非行四悪(万引・飲酒喫煙・交通非行・薬物乱用)をしない。
- ・午後10時以降の外出は「深夜徘徊(夜遊び)」として警察等の補導の対象になる。
- ・交通違反、補導、その他の事故等があった場合は、ただちに担任へ連絡する。

5 海外旅行

海外旅行は、所定の「海外旅行届」を生徒部長へ提出する。

6 携帯電話・スマートフォン

携帯電話・スマートフォンを使用する場合は、以下の規則を守るものとする。

- ・朝のSTから終礼時までは、電源を切った状態またはサイレントモード(着信音やバイブレーションなどが発生しない状態)にし、自己管理を徹底する。
- ・終礼後に使用する場合は、マナーを守り、他の迷惑にならないようにする。
- ・授業時間(放課・昼休みを含む)中における家庭からの緊急の連絡は、本校の事務に連絡する(0532-45-3171)。

服装規程

本校規定制服を着用し、時習生としての品位を保つように努める。着用期間は原則として、夏は6月1日から9月30日まで、冬は10月1日から翌年5月31日までとする。

(1) 男子制服

夏：夏用半袖・長袖シャツと濃紺スラックス。

冬：濃紺スーツ。シャツは冬用シャツを着用し、ネクタイを締める。上着の左襟に校章（内側）組章（外側）を並べて付ける。

夏冬ともベルトはオリジナルベルト（校章刻印入り）を使用する。

(2) 女子制服

夏：濃紺の夏用ベストとスカート・スラックス。ベストの下には夏用半袖・長袖シャツを着用する。ベストの左胸ポケットに校章（内側）組章（外側）を並べて付ける。

冬：濃紺スーツ。冬用長袖ブラウスシャツおよび冬用ベストを着用し、ネクタイを締める。上着の左襟に校章（内側）組章（外側）を並べて付ける。

ベストは通年で着用し、夏冬ともスカート丈は、膝が隠れる長さとする。スラックスを着用時にベルトを使用する場合は、黒色とする。

男女とも冬用シャツには必ず規定のネクタイを着用する。冬用シャツは第1ボタンまで留めた上で、ネクタイをきちんと締めること。なお夏用シャツの上に冬用の上着を着用するなどの夏と冬の制服を混合する着方をしてはならない。夏用シャツについても前ボタンはすべて留める。

制服のボタンをなくした場合は購買で購入する。また夏用シャツのボタンは黒色の糸でクロスに通した付け方である。糸は購買で入手できる。

(3) 通学靴・靴下

通学靴は黒または茶色の革靴とする。型は短靴。

靴下は、黒または紺色の無地とする。ストッキングは黒またはベージュ色のものとする。

(4) スリッパ

本校指定のものとし、マジックインキで記名する。

(5) その他

ア 厳寒期はオーバー・コート・セーター・マフラーを使用してもよい。ただしセーターは本校規定のもの（校章刺繍入り）のみ許可する。オーバー・コート・マフラーについては、色は紺・黒・グレー等の華美でないものとする。許可期間等詳細については別途指示する。

イ その他、所持品はすべて色彩・質ともに華美でないものとする。

ウ やむを得ない事情で、上記に反するものを着用する時は「異装届」を生徒部に提出し、許可を得ること。

その他規程

1 旅行届（海外）

海外旅行をする場合は、所定の用紙に必要事項を記入し、旅行計画書も添えて担任・生徒部に届け出る。

2 特別指導

不良行為（飲酒・喫煙・怠学等）、および本校生徒としてあるまじき行為をした生徒に対し、特別指導をする。

指導内容は、生徒指導委員会にて決定する。

3 自動車普通免許取得

3年生の自動車運転免許取得希望者に対して、下記の要領に基づき、自動車学校入校を特別に許可する。

1. 就職が内定し、免許証を必要とする生徒
 - (1) 12月からの自動車学校への入校を認める。
 - (2) 保護者からの「自動車学校入校届」を担任へ提出し許可証を交付してもらう。
担任は生徒部長へ
 - (3) 本人に「自動車学校入校許可証」を渡す。
 - (4) 卒業以前に免許を取得した場合は、原則として卒業式まで保護者が管理する。
2. その他特別な事情がある場合は、考慮する。

4 交通に関する諸注意

日常生活において、つねに交通法規を遵守すること。とくに生命の大切さを考え、積極的に交通安全を心掛け、事故の防止に努める。事故発生の場合は直ちに警察及び学校へ連絡する。

1 自転車に乗るとき

- (1) 二人乗り、傘さし運転、ながら運転 は絶対にしない。
- (2) 整備点検に心掛け、夜間は点灯する。
- (3) 車道通行を原則とし、道路の左側端を一列で通行する。
- (4) 信号機のない交差点では一旦停車する。
- (5) 通学に使用する者は、学校に届け、許可証をつけ、指定位置へ整頓して置く。

2 四ない運動の励行

自動車・オートバイの免許を取らない・買わない・乗らない・乗せてもらわない。

3 交通機関の利用について

- (1) 車内道徳を守り、特に高齢者、からだの不自由な人にはすすんで席を譲る。
- (2) 一列励行を心掛け、順序よく乗降車する。
- (3) ドア付近に立たない。
- (4) 登校には、余裕をもって早めの乗り物を利用する。

4 事故時の対応と確認事項

- (1) 相手の確認
氏名 電話 住所
- (2) 車の確認
車種（型） ナンバー 色
- (3) 学校への連絡項目
 - ① 学年、組、名前
 - ② 場所
 - ③ 日時
 - ④ 事故の状況